

枚方市キャラクターひこぼしくんの着ぐるみの貸出しに関する要綱

制定 平成 25 年 9 月 3 日枚方市要綱第 76 号
最終改正 平成 30 年 6 月 5 日枚方市要綱第 44 号
(題名改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年枚方市条例第10号）第 8 条の規定に基づく枚方市キャラクターひこぼしくんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 着ぐるみの貸出しを受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、団体又は個人企業で、催し物においてこれを使用するものとする。

(条件等)

第 3 条 着ぐるみの貸出しは、市の PR に寄与すると認めるときその他市長が適当と認めるときに行うものとする。

2 着ぐるみの貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して 7 日以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 着ぐるみの貸出しは、無償とする。

(申込み)

第 4 条 着ぐるみの貸出しを受けようとするものは、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込書の提出は、貸出しを受けようとする日の 7 日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 第 1 項の申込書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(貸出決定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、着ぐるみの貸出しを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による着ぐるみの貸出しの決定（以下「貸出決定」という。）に際し、必要な条件を付すことがある。

3 市長は、貸出決定をしたときは、速やかに、所定の通知書によりその内容及びこれに付した条件を当該申込書の提出をしたものに通知するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、着ぐるみの貸出しの不承認を決定し、その内容を当該申込書の提出をしたものに通知するものとする。

(1) 市の業務に支障があるとき。

(2) 着ぐるみの貸出しを希望する日において、他のものに対し貸出決定をしているとき。

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

- (4) 特定の思想、史観又は主義主張に偏り、市の中立性を損なうおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のために利用されるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 市の品位を傷つけ、又は信用を害するおそれがあるとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、市長が着ぐるみの貸出しを不適當と認めるとき。

（受取り及び返却）

第6条 貸出決定を受けたもの（以下「借受者」という。）は、市長が指定する場所において、着ぐるみの受取り及び返却をするものとする。

2 着ぐるみの受取り及び返却をすることができる時間は、枚方市の休日に関する条例（平成3年枚方市条例第3号）に規定する市の休日以外の日の午前9時から午後5時30分までとする。

（遵守事項）

第7条 借受者は、着ぐるみの使用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出決定された用途以外に使用しないこと。
- (2) 常に良好な状態を保つよう管理すること。
- (3) 別に定める取扱説明書によること。
- (4) 貸出決定に付した条件に従うこと。
- (5) 第三者に転貸しないこと。

（貸出決定の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出決定を取り消し、又は着ぐるみの返却を命ずることがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により貸出決定を受けたとき。
- (2) 貸出決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、着ぐるみの貸出しを行うことが不適當であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による貸出決定の取消しをしたときは、その旨を所定の通知書により当該取消しに係る借受者に通知するものとする。

3 市は、第1項の規定による貸出決定の取消しが行われた場合において、借受者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（原状回復等）

第9条 借受者は、着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、その旨を市長に報告するとともに、自己の責任により、補修、クリーニングその他原状に復するために必要な措置を講じなければならない。

2 借受者は、自己の責めに帰すべき事由により、着ぐるみを亡失し、又は破損若しくは汚損により着ぐるみを原状に復することができない状態にしたときは、その旨を市長に報告するとともに

に、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害を賠償させることが適当でないとき市長が認めるときは、この限りでない。

3 借受者は、着ぐるみの使用に当たり、自己の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(様式)

第10条 この要綱で使用する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [平成30年6月5日枚方市要綱第44号]

この要綱は、制定の日から施行する。